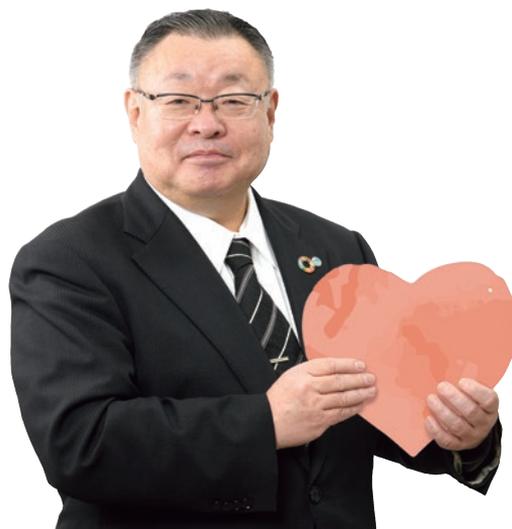


給食の無償化は法律違反!?

学校給食は1889(明治22)年に山形県鶴岡町(現鶴岡市)の小学校で、弁当を持って来られない子どもに無料で昼食を配ったことが始まりと言われます。現在の学校給食の実施率は95%に上ります。1954(昭和29)年、学校給食法が成立し、その施行規則で主食(パン又は米飯)とおかず、最近では米飯には合わないとも言われますがミルク(牛乳)を必須とする「完全給食」が始まりました。

学校給食の経費は、人件費と施設・設備費を各自治体が、それ以外の食材費などを「学校給食費」として保護者が負担すると法律で定められており、本来無



学校給食と食教育

償化できないことになっていますが、近年、貧困対策や子育て支援、物価高などによる給食費の値上げが家計の負担に直結することから「給食の無償化」が議論されています。これまで多くの自治体で、給食費の徴収・管理を各学校が独自に管理する「私費会計」から、自治体で一括管理する「公会計」化が推進され、各学校に自治体から給食費の補助金を入れる形で無償化を推進している事例も出ています。

栄養教諭と学校栄養職員

2005年に食育基本法が施行され、6月を食育月間、毎月19日を「食育の日」に決めました。同年に栄養教諭制度がスタートし、学校や給食センター(共同調理場)には、栄養教諭や学校栄養職員(栄養士)が配置され、衛生管理や給食管理、食教育(食に関する指導)のコーディネーターとして職責を担っています。配置基準は、学校で給食を作る自校調理方式の場合、児童生徒数550人以上だと1校1人、550人未満では4校に1人、給食センター方式の場合、児童生徒数1,500人以下で1人、1,501人～6,000人までが2人、6,001人以上が3人となっています。栄養教諭と学校栄養職員は、必置の教職員ではなく、都道府県の任意配置の職種で、勤務先も様々です。児童生徒数が1,250人

の福岡県のある町の例でみると、給食センター方式で1人の配置となりますが、学校数は小学校8校、中学校4校です。つまり、合計12校、1,250人を1人で担当しているのです。

新型コロナウイルスによる2020年3月の突然の一斉臨時休業は、発注済みの食材のキャンセルや給食費の返還に始まり、学校給食にも多くの影響をもたらしました。「学校で一番何が好き? 何が楽しみ?」と聞くと「給食」と答えてくれる多くの子どもたちがいます。しかし、コロナ禍で黙食となり、楽しい給食時間は寂しいものになったことから、子どもたちにとっての「食の重要性」について注目されました。

栄養教諭や学校栄養職員は「食べ物を通して生きる力と豊かな心を育みたい」「おとなになったとき台所に立って料理を作れる人になってほしい」「美味しく愉しく食事を囲める人になってほしい」と願い、地産地消の食材を使用した郷土料理の提供や外国の料理を通じた異文化交流など、給食を生きた教材として様々な実践を展開しています。また、子どもたちの命を守るため、個別メニューを提供する食物アレルギー対応や食を通じた健康教育にも取り組んでいます。そして、安心・安全でおいしい学校給食を楽しみにしている子どもたちの笑顔と健やかな成長を願っています。